

2024年8月28日

明石市消防局
吉田消防局長、大西消防局次長、総務課様

松本 誠
明石市太寺4丁目9-17
TEL 078-914-8029
E-mail:matsumoto-mk@nifty.com

8月16日になってようやく公表された下記文書の内容について、公文書にもかかわらず随所に「事実誤認」あるいは「事実曲解」とも言える箇所が見受けられますので、訂正を求めます。また、この訂正は「市の考え方」と題するパブコメ意見書に対する回答自体の論旨を揺るがすものになりますので、「市の考え方」の回答も改めていただきますよう要請します。

なお、5月連休明けから3カ月以上も経ってからの「公表」についても、著しく信義を欠いたものとして抗議します。

「中崎分署建設基本設計概要版に対する意見公募結果」 公表された「市の考え方」に対する再質問書

1 「分署の整備場所」を示したのは2020年(R2)3月の新庁舎建設基本計画であり、この計画については意見公募手続きや意見交換会、説明会は開催していない。(p3、⑥)

「市役所新庁舎建設基本計画（令和2年3月）の策定に向けた取組において整備場所の考え方を示し、意見公募手続きを実施したほか、意見交換会や個別説明を行うなど、手続きを進めてきた」と記述しているが、意見公募手続きや意見交換会、説明会を行ったのは2019年(R1)12月に公表された「計画素案」についてであり、上記の3月に公表し策定された「基本計画」については、意見公募も意見交換会、説明会も行われていない。「計画素案」では、新分署の建設場所は明示されていない。

このことは、昨年10月以来、繰り返し文書でも指摘してきたことだが、今回の説明でも相変わらず「虚偽」の説明を行っている。明らかに、間違った「説明」である。

2 予定地は海岸埋立地や工事土砂置場に植樹したというのは真っ赤なウソ。歴史的事実を歪曲するものである(p6、15~22)

「分署建設予定地は海岸線を埋め立てた場所であり、国道28号や市役所建設時に土砂置場等に利用された後、造成や植樹により現在の形状になった」という説明は、何を根拠にしているのか。

中崎海岸の埋め立ては昭和30年代終わりごろから40年代初頭にかけて、明石港東外港の建設に合わせて明石市の要請により兵庫県が埋め立て事業を行った。フェリーふ頭建設のための外港建設だったために、併せて国道28号線が建設された。埋立事業は中崎遊園地や中崎公会堂に至る防波堤の外側の砂浜や砂利浜以南の海域を埋め立てたものであり、国道はその北端に当たる遊園地の南側に建設された。(中崎公会堂南側に残る旧防波堤はその名残である)

分署建設予定地は中崎遊園地の東端にあたる中崎緑地の中心部にあり、一帯は遊園地のイベント広場でもあった。明治後期から大正、昭和を経て、戦後も中崎海岸に臨む景勝地として明石市中心市街地の有力な観光地でもあった。戦前戦後の松くい虫被害で壊滅状態になった松林を復興するために、戦後市民が募金を呼び掛けて分署建設予定地も含めた中崎緑地の松林復活に努力したことは明石市史にも記載されており、たくさんの写真資料からも確認できる。

消防局がこのような記述をする拠り所になったのは、おそらく昨年10月30日の市民説明会において、文化財担当の元課長が中崎緑地の成り立ちを説明する中で「この一帯は、昔は海だった」という

説明を行ったことを勘違いし、曲解したものだと思われる。

文化財担当が説明した「昔」は「大昔」のことで、城下町築城に伴う明石港整備が行われる前のことを指している。さらに言えば、古代から海岸線は陸進や海進を繰り返していたから、「古くは海だった」という長い歴史上の経緯には間違いない。おそらく、政策局長から「分署予定地が中崎緑地の一面ではないという説明をするように」求められた文化財担当が、専門家としての識見を損なわない範囲内で「大昔は海だった」というような説明をしたのだと考えられる。

明石城下町整備の際に海岸線の砂浜だった中崎海岸北側に明石港から現在の中崎公会堂北側付近まで運河を掘り、軍船の係留地とした際に掘削土砂を積み上げて防潮堤代わりの今の中崎緑地の土塁が建設された。そのど真ん中に分署を建設しようとしているという「歴史的事実」を捻じ曲げて、このような説明を市が公文書の中に記載することは極めて悪質であり、許されない。書いたことに間違いがないと言い張るなら、その裏付け資料を具体的に明示するべきである。

「28号線の工事や市役所庁舎の建設時に土砂置場として利用…」に至っては、捏造もいいところである。そんな記録があるのなら、明示してほしい。広大な中崎海岸の埋め立ては東京五輪の景気上昇時に乗って民間に売却できると当時の市長らが判断して外港建設の埋め立てをする兵庫県に頼んで始めたものだが、五輪後の不況で買い手がつかないまま放置されていたのを、後の吉川市長が鶴の一声で「市役所等の建設」に踏み切った経緯が市史にも記載されている。埋立地には有り余るほどの広大な土地が空いており、道路や市役所建設のために、わざわざちっぽけな遊園地を土砂置場にする必然性など微塵もなかったはずである。

また、「歴史的な価値についても、海岸を埋め立てた場所であること等の敷地背景から歴史的な保全が必要な場所ではないと判断している」という記述もある。上記に述べた通り、歴史的事実にもとづかない勝手な“捻じ曲げ”によって歴史を歪曲している責任は大きい。

なぜ、こんな「嘘っぱち」の記述がまかり通ったのか、責任者は処分ものでもある。

3 都市景観条例および環境の保全と創造に関する基本条例との関係について、具体的な指摘がされているのに対して、いつどのような形でクリアしている根拠を得ているのか明示すべきである。

明石市都市景観条例や「明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例」に対して「本市の都市景観アドバイス会議で協議していただき、配置計画、ファサード、夜間の景観、緑地等、様々な視点からアドバイスをいただいております」（p4、⑧）と説明しているが、条例に基づく必要な措置を取っていない、つまり条例違反行為を指摘する市民の意見に対する回答または説明は、具体的な説明を必要とするのではないのか？ この場合は少なくとも、条例に記載のない「市の都市景観アドバイス会議」の構成や位置づけを説明し、いつ、どのような顔ぶれで協議し、その結果、分署の「配置計画やファサード、夜間の景観、緑地等々についてどのような見解やアドバイスを得たのか」を明示すべきである。中身を説明せずにこのような“回答”をするのを、木で鼻をくくった回答と言うのではないのか。

また、同様に「明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例」（平成11年条例第22号）に定められた責務を果たしていないことが指摘されていることに対して、「第10条は環境影響評価、同条例第25条は土地の形状の変更等を行う事業者の配慮義務について規定されておりますが、本案件は市及び県の関係部署と協議し、環境影響評価の対象外の事業であることを確認しております」（p11、30番）としか記載していない。これも上記と同様に、市および県のどの部署といつの時点で協議し、当該事業がなぜ、環境影響評価の対象にならないのかを明確にするべきである。「確認しております」という回答はあり得ない。市民と「情報の共有」をする姿勢が全くないといえないう。

中崎緑地の自然環境に関しては、市民の生物環境専門家からも保全をもとめる意見が出されている。これに対して、市は「新中崎分署建設予定地の生態系への影響につきましては、生物の専門家の方から生態系がまとまってあるような場所ではないと伺っております」と説明している。いつ、どの

ような「専門家」に見解を求めてそのような判断に至ったかを明確にすべきである。

また、ここでも「新中崎分署建設予定地は海岸線を埋め立てた場所であり、国道28号の開通や現市役所が建設された昭和45年以降に造成や植樹により現在の姿になっています」と、上記2で指摘した歴史的事実と異なる説明をして、言い逃れをしている。間違いを訂正すべきである。

4 分署予定地の旧中崎公園内にあった市民会館前の信号機付き横断歩道につながる「南北通路」が、分署建設に伴い2ルートとも廃止されることでいいのか！

市が「外構計画」との見出しをつけている（p13、36～46に至る）分署建設で、市民が長く公園内の南北通路として利用してきた「2つの通路」がなくなることに対する指摘に対し、市は少なくとも「一つのルート」は公共通路として残すことを、この段階に至っても明言していない。

分署建設予定地の西端にある「石畳みの緩やかなスロープ通路」については、市は「公園を利用される方々のための通路として整備されたもので、公園としての用途が無くなるので撤去する」とあっさり言い切っている。東西約500mにおよぶ中崎緑地を南北に横断する通路は、東は中崎公会堂前、西は旧砂利揚場出入り口の変則交差点にある、北庁舎につながる信号交差点しかない。ほぼ中間点にある市民会館前の信号機付き横断歩道の北側につながる通路を多くの市民が半世紀の間利用してきた「南北通路」である。この「分署予定地」東端の公園敷地と北側の民家兼飲食店の敷地の一面を、ほとんどの人は“公共通路”として利用してきたが、市の道路台帳にも記載がなく、私有地を「勝手に通っていた」ことになる。したがって、舗装も適切なスロープの整備もされないまま、便宜的に「市民会館への南北通路」として利用されてきた。

西側の整備されたスロープは、今回の分署建設で「公園廃止」になった一面にあり、歌碑や記念碑などの公共空間として公園整備された際に南北通路として整備されたものと思われる。同じころ、中崎緑地の中央を東西に通る市道から北側には階段状の緩やかなスロープも建設されている。

いわば、これらの南北通路は、公園だったから半世紀の間人々の通路として“供用”されてきた。

そこへ突然「分署建設」を名目にこの一面の公園を廃止し、同時に「南北通路の公共性」を認識しない消防局も、公園廃止を決めた都市局も、新庁舎建設の旗振り役として分署の移転建設を進めた政策局も「半世紀の間、公共通路として提供されてきた南北通路」への対応を意識しないまま、分署建設によって南北通路が消えようとしている。基本設計の図面では明らかに、東側の隣地境界線までを分署の駐車場・駐輪場として整備することになっている。

この問題に対する市民からの意見は10件に及んでいるが、市の回答説明には以下のような驚くべき記述もある。

「パブコメに対する回答予定地北側の市道明石中央53号線北側法面にスロープは整備されておらず、元々市役所等へのバリアフリー化されたアクセスルートではないと考えております。明石駅方面から市役所に来庁される方は、これまでどおり観光道路や国道28号の横断歩道、アンダーパス（バリアフリー工事済）をご利用いただけます」

分署真向いに建設される市役所新庁舎は、さすがに北玄関を設けてタクシー寄せや玄関にふさわしい植え込みも整備される計画になっているが、市役所への出入りはこれまで通りのアンダーパス経由や、国道28号の排気ガスを浴びながら横断歩道を利用せよ！と言ってのける。ここには、市民の立場、市民の目線に対する配慮のかけらもない。

市民会館前の横断歩道につながる東側の南北通路については、3月議会でも自民党の議員が「基本設計ではなくなっているが、とんでもない。これまで通り通行できるように変更せよ」と質問した。当該議員は5月の市議会役員改選で今は議長になっている。パブコメ回答では「現状からの変化が最小限になるよう実施設計において検討してまいります」と、議長の顔を立てているかのような表現はあるが、市が用地買収も含めて公共通路としてこの機会に整備する方針は、現時点では全く見えない。

市は分署の建設工事が始まり、南北通路が閉鎖されて市民が騒ぎ出すまで、対応しないのか。

以上